

入札参加者の皆様へ

平成23年2月9日  
上下水道局企業総務課

### ～安全管理の徹底について～

宇都宮市上下水道局発注の契約の履行における安全管理については、これまでも機会があるごとに周知徹底を図り、安全の確保に努めてまいりました。

しかしながら、昨今、工事現場の安全管理が十分に行われていないケースが見受けられることから、次の事項に留意し安全管理の一層の徹底をお願いします。

1. 契約の履行に際し、契約事項、共通仕様書等の設計図書及び関係諸法令の遵守を徹底させること。
2. 朝礼、ミーティングの実施により、作業手順や作業時の安全確認、体調や服装・装備の点検の実施を徹底させること。
3. 施工や業務計画の作成段階から、安全対策を徹底させること。
4. 緊急時の連絡体制を整備し、作業中に事故等が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、報告書を提出すること。

※ 工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、一般市民や工事関係者に死傷者を生じさせたと認められる場合には、指名停止等の措置を講ずることになります。